

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可に係る

包括同意基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、川崎市建築審査会が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第2号の規定に基づく許可（以下「第1項第2号の許可」という。）に係る同意を求められた場合、第1項第2号の許可申請に係る建築物（以下「計画建築物」という。）で通行上支障がないものに、あらかじめ同意を与えることにより、その手続きの簡素化を図るものである。

(適用の範囲)

**第2条** この基準は、次の各号のいずれかに該当する計画建築物に適用する。

(1) バス停留所上屋

規模は、階数が1で床面積が概ね20平方メートル以内のものとする。

(2) タクシー乗り場上屋（壁面を有しないものに限る。）

規模は、階数が1で床面積が概ね20平方メートル以内のものとする。

(3) 自転車駐車場の管理用施設

規模は、階数が1で床面積が概ね10平方メートル以内のものとする。

(4) 高速道路の料金徴収所及び機械室等の附属施設

規模は、階数が1で床面積が概ね40平方メートル以内のものとする。

(関係機関との協議)

**第3条** 道路管理者及び警察署長と通行上支障ない旨の協議を終了した書面を添付すること。

(建築審査会の同意)

**第4条** この包括同意基準に基づく許可の同意については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

(建築審査会への報告)

**第5条** 特定行政庁は、この基準により第1項第2号の許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、計画建築物に係る許可の報告をしなければならない。

附則

この基準は、平成11年8月19日から施行する。

附則

この基準は、平成18年9月11日から施行する。

附則

この基準は、平成19年10月29日から施行する。

附則

この基準は、平成23年5月31日から施行する。